

平成22年5月28日

総務部財産活用課
092-643-3086
内線：2375

県発注工事からの暴力団と関係のある下請業者の排除

県発注工事からの暴力団排除を徹底するため、工事請負契約書の暴力団排除に関する条項（福岡県財務規則様式第133号）を改正し、8月1日から、警察本部からの通知に基づく排除対象を、現行の元請業者から、全ての下請業者に拡大し、併せて元請業者等への措置を行うこととする。

* 現行の対応

県は、警察本部からの通知に基づき、元請業者が暴力団関係事業者であったときは、元請業者との契約を解除することができる。

○改正内容

1 工事請負契約書に以下の規定を追加する。

- ① 元請業者は、暴力団関係事業者を下請業者としてはならない。
- ② 元請業者が暴力団関係事業者を下請業者としていた場合は、県は、元請業者に対して、下請業者との契約の解除を求めることができる。
- ③ 元請業者が正当な理由がなく県からの下請業者との契約解除の求めに従わなかったときは、県は元請業者との契約を解除することができる。

2 暴力団関係事業者を下請業者としていた場合、県が行う措置

① 元請業者への措置

- ・ 暴力団関係事業者である下請業者との契約の解除を求め、正当な理由がなく契約解除の求めに従わなかったときは、元請業者との契約を解除することができる。
- ・ 暴力団関係事業者を下請業者としたことによる契約違反として、指名停止（公表）、警告、注意及び工事成績評定の減点。

② 下請業者（県の競争入札参加資格者名簿登載業者以外の者）への措置

- ・ 一定の期間（6ヵ月以上）、県発注工事から排除する。

3 改正時期

施行日 平成22年8月1日（公布日 平成22年6月1日）